

岡山県備中保健所保健功労者表彰要綱

1 目 的

この要綱は多年にわたり保健衛生事業の発展のために、献身的な活動を続け、その功績が特に顕著で優秀な者を備中保健所長が表彰することによってその功労に報いるとともに、その事業に関わるものの模範とし保健衛生事業の進展を図ることを目的とする。

2 表彰の対象及び基準

- (1) 表彰の対象は、本県の保健衛生事業に多年にわたって従事し、その功績が顕著である個人若しくは団体、又は研究、発明、発見等、保健衛生の向上に寄与した個人若しくは団体で、岡山県備中保健所管内にその勤務先、主たる活動地区又は所在地があり、市町村や関係団体等により推薦された者とする。ただし、所長において特に必要と認めたときはこの限りではない。
- (2) 表彰の基準は別紙「岡山県備中保健所長表彰基準」に定めるところによる。

3 被表彰者等の決定

- (1) 岡山県備中保健所長は、保健所内に岡山県備中保健所長表彰審査委員会を設け、各委員の意見を聞いて、表彰に関することを決定する。
- (2) 岡山県備中保健所長表彰審査委員会は、保健所長、健康福祉部長及び各課長をもって組織する。

4 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 岡山県備中保健所長表彰
- (2) 岡山県備中保健所長感謝状

5 推 薦

推薦は、個人の場合は様式1、団体の場合は様式2、優良施設の表彰については様式3、特定優良給食施設の表彰については様式4の推薦調書によるものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は「保健医療部保健医療功労者表彰要綱」を準用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年6月1日から施行する。